

平成 29 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月12日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月12日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	次 長 兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進 課 長	北條 寿文		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安心安全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環境課長	江場 満
		次 長 兼 保険医療 課 長	寺西 孝	住民課長	中村 和恵
	産 建 設 業 部	部 長	伊藤 保彦	次 長 兼 土木農政 課 長	伊藤 光彦
		まちづく り推 進 課 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水道課長	伊藤 和孝		
消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消防署長	佐藤 安英	
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	黒川 静一	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	安 藤 洋 一	蟹江町の災害危機管理体制を問う……………	130
8	水 野 智 見	庁内会議について問う……………	140
9	伊 藤 俊 一	須成祭がユネスコ登録 第一回目の祭りを振り返って……	150
10	飯 田 雅 広	須成祭PR映像の視聴回数が少ない。視聴増への取り 組みは行っているのか?……………	156

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次、発言を許可いたします。

質問7番 安藤洋一君の「蟹江町の災害危機管理体制を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

13番 新風 安藤洋一でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「蟹江町の災害危機管理体制を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、お手元に提出いたしました資料は、タブレットにもアップしております。鮮明なカラー画像でごらんいただけますので、質問内容がより一層ご理解していただけるのではないかと思います。どうぞ理事者の皆様も早目のタブレット導入をご検討いただきまして、よろしく願いいたします。

では早速、質問に入らせていただきます。

1 問目、町民の車両の緊急避難場所の求めに対する今後の役場の方針、基準の明確化について質問いたします。

昨年、平成28年10月29日土曜日に行われた議会報告会の中の町民との意見交換会の中で、ある町民の方からお出しいただいた質問を中心に進めたいと思います。

まず、その議会報告会の議事録から、問題の箇所を要約して読み上げますのでお聞き願います。

最近、ゲリラ豪雨で道路が冠水しまして、車もバンパーのところまで水がきました。近所の方が蟹江町に電話をして錦公園に退避させてくれないかと聞いたら、どうぞということだそうで、私も移動をさせました。そこにはみんなの車が置いてあるのでよいと思ったら、私の車は普通乗用車なので腹をするんです。コンクリートの勾配が少しきつ過ぎるんです。要望ですが、勾配を少し緩くして退避しやすくしていただけないでしょうか。

大体こういった内容であります。

この中の豪雨というのは、恐らくこの議会報告会の少し前の9月20日水曜日に蟹江町を襲った台風16号のときの出来事ではないかと思われます。

次に、写真資料をごらんいただきます。

これなんですけれども、台風16号が通過した直後の私の家の近所の状況を撮影したものの、これは源氏1丁目あたりです。少し道路の冠水がまだ残っています。

それから、次のこれが、たまたま問題の錦2丁目にあります錦公園の北側にある用水の水位の状況を撮影したものであります。これもかなり道路面の近くまで水が上がってきておるのがわかるでしょうか。そんな状況です。

問題の錦公園をちょっと撮影してきたんですけれども、こういうふうで、入り口、間口が広くとられていて、勾配があって、中も緑の芝生が広くあって、やっぱり何か車がいかにも入れそうな感じがします。

でもよく見ると、近くに寄ってみますと、防火水槽というのが設置されておりまして、その入り口のすぐ左手に防火水槽が設置されております。

こっちで見ると何となく上がれそうな気もするんですけれども、上から見てみますとやっぱり結構勾配がきつくて、普通乗用車ではちょっとえらいんじゃないかなということです。もうちょっと横から見ると、これだけきついんで、ちょっとやっぱりトラックとかの4輪駆動車とかそういうごついやつじゃないとえらいかなというふうに思います。

ちなみに、その近所の公園もちょっと見てみたんです。これが源氏3丁目の源氏公園の様子です。源氏公園にもやっぱり防火水槽が備えられておったんですけれども、ちょうど真上に旧消防分団の小屋が置かれているので、これは車両が乗ったりとかという心配はないようです。

さらには、全体を見ても、そういう車両が入れそうな勾配というのは見当たらずに、階段で上がるようになっていますので、ここもそういう車両避難とかという対象ではないです。

それからもう1カ所、学戸7丁目の源氏塚公園、ここは今度、車両の進入路はきちっとあります。あるんですけれども、ここは中がそんな車両は何台も入るような広さはなくて、しかもこういう進入禁止のポールが設置されておりまして、普通、関係者以外は入れませんよというような感じできちっとやられております。こういう感じ。それで、キーロックもされておって、勝手には外れないように設備がされております。

このような状況をご理解いただいた上で、早速質問に入らせていただきます。

まず、参考にお伺いします。この蟹江町内の公園で、錦公園と同じような条件、つまり広い、車が何台も入るような平面があって、なおかつ車両進入路と見られるような斜面が備えられた公園が町内に何カ所ぐらいあるのでしょうか。それからまた、そこに錦公園のような防火水槽が備えられた公園は何カ所ぐらいあるのでしょうか。

まずちょっとそこを教えてください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今ご質問にありました車両進入路のある町内の公園についてお答えをさせていただきます。

町内には、都市公園と地域公園合わせて45カ所の公園があります。そのうち車両の進入路がある公園は36カ所であります。また、防火水槽が設置してある公園は20カ所であります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

結構そういう同じような条件のところがあるのかなと思います。

本題ですけれども、水害、中でも冠水のおそれのあるときに、錦公園に車両を避難させてもよいのかどうか、これを伺います。錦公園が代表として出ていますのでお伺いするんですけれども、防火水槽の上に車両が乗っいてもいいのかという耐荷重とか、それから車両進入路の勾配の問題、それからまた車両の整列とか整理とかそういったいろいろな問題があると思うんですけれども、それもあわせて役場の公式見解をご答弁いただきたいと思います。

2つ目で、もしそれがよいのであれば、普通乗用車程度ならどんな車両でも入れるような措置、勾配をとってほしいのですけれども、いかがでしょうか。

次に、もしそれがダメなのであれば、そのような場所にはきちっと先ほどのこういった立入禁止措置と、それからここではそういう一般車両は入れませんよとかという表示、そういったことをしておくべきではないかと思しますので、その辺ちょっと教えてください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました災害時に公園への車の乗り入れについてのお答えをさせていただきます。

錦公園は、災害復旧用オープンスペース候補地となっております。災害時に仮設住宅の建設、資材置き場等の復旧・復興のためのスペースとして使用するため、一般の私有車両の使用は不適切であると考えております。

錦公園の入り口は、一般車両が進入できない形状で設置されておりましたが、新たな私有車両進入禁止措置につきましては早急に検討したいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

そうですね、どちらかはっきりとしておいたほうがいいのかと思いますので、やっぱり先ほどの公園みたいに広く間口があるとどうしても入れてもいいんかなというような気になりますので、よろしく願いいたします。

やっぱり危険が身に迫った場合、少しでも安全な場所に移動したい、させたいと思うのは、人情であり人間の本能であると思います。

これからもこの錦公園と同じような状況の施設があった場合、今回のような事例が起こる可能性は十分に考えられますので、これら公園に限らず役場が管理しておられる施設に対して役場の基本的な考え方、基準の明確化を図り、日ごろから町民に周知を図る、つまり情報発信することが災害発生時のパニックの際の余計なトラブル、例えば言ったとか言わないと

か、聞いた、聞いていないよというようなそういうことを未然に防ぐためにも重要と考えます。これについてはいかががお考えでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました、災害時に公園も含めた町施設への車の乗り入れ方針についてということでお答えをさせていただきたくします。

蟹江町では、公園を災害時の避難のための集合場所、災害復旧用オープンスペースの候補地、救援部隊活動拠点としての重要な位置づけをしております。したがって、基本的に私有車両保管等の私的利用は認めておりません。

私有車両の進入禁止措置がなされていない公園につきましては、早急に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

そうですね。たくさん施設があると思うんですけども、一つ一つ細かい対応は難しいよというふうには思われるかもしれませんが、そこに住む住民の方にしてみると、その一つ一つがもう全てでありますので、どうかきめの細かい対応をお願いいたします。

では、次に2問目です。地域防災訓練の中止についてお伺いしたいと思います。

これ、以前にも質問しましたが、再確認といえますか行政の本気度をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これ、また参考の写真ですけども、こういうふうに日本全国いろんな自治体では、結構こうやって雨の中の訓練とかもやっておられるようです。結構などしゃ降りでも、皆さんかっぱを着て真剣にやっておられるようであります。

まず1点目、災害は季節、時間、天候にかかわらず発生するものです。また、ほかの自治体では、かなりの雨の中や夜間においての避難訓練もあえて行われているような話を聞きますが、当町ではどう考えておられますでしょうか。

2点目、避難訓練は避難者だけの訓練ではなく、それを主催する側、受け入れる側の訓練でもあり、これからはそのことのほうが重要であると思われませんが、いかががお考えでしょうか。

3点目、今年度の地域防災訓練の要領書に、中止についての要領も記されていましたが、防災訓練の中止に対する役場の方針・基準を再度明らかにされるようお願いいたします。

これは、一般町民の皆さんほとんど知らないような感じなので、ちょっと雨が降ったら中止だというような話もよく聞きますので、もう一遍きちっとお知らせいただけるといいかなと思います。

それから、これも以前に質問したんですけども、総合防災訓練のために地域防災訓練を中止にするべきではないと思います。毎年毎年繰り返し訓練し、体になじませることが重要

と考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

まず、1点目の防災訓練についてのご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江町では、毎年8月の最終日曜日に地域防災訓練、または4年に一度の総合防災訓練を実施しています。

町主催の訓練は、蟹江町地域防災計画に基づき各種災害の発生を想定し、防災関係機関、町内会、防災組織、町内事業所及び住民等が防災訓練を実施することにより、災害に対する防災体制の確立を図るとともに、町民の防災意識を高めることを目的として実施しています。

また、町内会または学区ごとで自主的に防災訓練も実施され、地域の防災力の向上が図られているところでございます。

議員のご質問のとおり、災害はいつ発生するかわかりませんので、夜間等の訓練想定を変えて実施することにより、訓練のマンネリ化の解消及び実践的で具体的な訓練となるよう町内会と調整をし、実施したいと考えております。

次に、2点目でございます。避難訓練は避難者だけの訓練でなく、それを主催する側、受け入れ側の訓練についてということでのご質問でございます。

熊本地震の内閣府による検証作業において、避難者による避難所運営能力の重要性について改めて指摘をされているところでございます。

避難者の受け入れにつきましては、昨年度の総合防災訓練におきまして、避難訓練とともに学戸小学校体育館におきまして、学区内、町内会長、役場職員等による避難所設営の訓練を実施いたしました。この訓練に先立ち、避難所運営ゲームを事前訓練として町内会役員及び役場職員に実施していただき、避難所で起こるさまざまな課題に対応する模擬体験により避難所の運営について学んでいただきました。

今年度も防災啓発講習会といたしまして、避難所運営ゲームを30町内会の方々、計100名に参加をいただき実施したところでございます。

また、今年度の地域防災訓練におきましても、新蟹江小学校区の7町内会合同による避難訓練及び避難所設営訓練を実施いたしました。

避難者を受け入れるための訓練につきましては、今後とも避難訓練とともに避難所設営訓練を継続して推進していきたいと考えております。

次に、3点目でございます。防災訓練中止の基準についてお答えをさせていただきます。

蟹江町主催の総合防災訓練及び地域防災訓練の中止の基準につきましては、訓練当日の午前6時の時点におきまして、気象警報発令中または注意報であっても警報に切りかわる可能性が高い場合、地震災害警戒本部が設置されている場合は、訓練参加者の安全確保と町の防災対応の必要性から訓練を中止することとなっています。

また、その他の状況により中止が適切であると判断された場合は、訓練を中止することも

ありますのでご理解いただきたいと思います。

次に、4点目でございますが、地域防災訓練の継続的な実施についてということでの質問にお答えさせていただきます。

蟹江町では毎年8月の最終日曜日に、地域防災訓練または4年に一度の総合防災訓練を実施しております。昨年度は4年に一度の総合防災訓練の年でありましたので、地域防災訓練を実施しませんでした。住民の皆さんの防災意識の高まりから12町内会で自主的に防災訓練が実施されました。

ご質問のとおり、防災訓練は繰り返し行うことにより、地域の防災力の向上と防災意識の高揚につながると考えております。災害による被害の軽減は、適切な行動により自分自身の命を守る自助と、地域コミュニティの相互の助け合いによる共助が重要となります。日ごろから地域で積極的にコミュニケーションを図っていただきながら、各種防災訓練を積み重ねることが重要であり、町主催の防災訓練は現状どおり実施することとし、各町内会で取り組まれている防災訓練をさらに推進し、地域の実情に合った訓練の普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

今の、現状どおり実施しということは、やっぱり4年に一度は中止しますよということですね。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今お答えしましたとおり、4年に一度は総合防災訓練で、あとは地域ごとでそれぞれ地域の実情に合った訓練を検討していただき、町がバックアップしながら訓練を進めていきたいと考えております。

○13番 安藤洋一君

防災訓練も、近年ではかなり現実的かつ具体的な内容で行われている自治体もあると聞いております。

一例を挙げますと、災害で亡くなられた方の遺体安置所の設営・運営訓練といったように、多数の犠牲者が予想される大災害のときには、現実には避けて通れない問題を取り上げております。主催する自治体の覚悟が感じられるわけであります。

これをまねしてやれというわけではありませんけれども、さまざまな困難な状況の中でも避難者を受け入れるという覚悟を持った訓練も重要な経験として、受け入れる側、つまり自治体として町民に態度で示すためにもこれからは必要なのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

また、総合防災訓練が行われるたびに地域防災訓練が中止になり、そのたびに町内会では小さな混乱が発生していることを役場の皆さんはご存じでしょうか。毎年やっていることな

のに何でことしは中止なの、何だやれせんのかという質問が必ず繰り返されます。

どうか地域防災訓練は毎年同じ時期に繰り返し行いましょう。町民の皆さんの習慣を大切にしましょう。行政の都合で日程を考えたりするのではなく、町民の目線で日程を考えましょう。そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今のご質問の訓練の内容でございますが、蟹江町でも3年ほど前に発足されました海部南部災害対策連絡会という、警察署と3市町村、それから消防も含めた協議会と申しますか、会議がございまして、そちらの中で遺体安置所の設営訓練とかそういったことも、今、実証していこうということで協議をされておるところでございますので、順次実践に則した訓練を行っていきたく思っております。

また、今お話がありました4年に一度の総合防災訓練は総合防災訓練でやって、地域防災訓練をずっと継続してというお話でございますが、防災というのは行政からのトップダウンでは大規模な災害のときにはどうしても対応できないということがあると思います。そういったことから、住民の皆さんがそれぞれ地域に特化した訓練を計画してやっていただくということも、非常に大切なことかなという気がしております。

4年に一度、地域防災訓練をなくすかどうかというのは、また町のほうで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

本当に、この夏休みの一番最終の日曜日というのは、子供さんを含めて本当に出やすい時期なので、やっぱり一般の方が地域に密着したことをやるというのに適した日ですので、本当に、できたら切れることなく継続していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、3問目です。災害時避難行動要支援者登録制度について少しお伺いします。

これは、平成27年12月議会の一般質問でも取り上げた災害時避難行動要支援者登録制度ということです。この制度が始まってからはや2年がたちます。その後の名簿の更新状況はどのようなになっているのかお教えてください。

○住民課長 中村和恵君

災害時避難行動要支援者登録制度のその後についてお答えいたします。

これまでの登録者については、1年ごとに住所変更や死亡等の調査をして更新しております。新たな登録申請については随時受け付けていて、登録された情報は嘱託員及び民生委員に情報提供し情報を共有しています。

また、広報にて当該制度を周知し登録を働きかけるとともに、嘱託員会議にて資料を配付し、要支援者への支援体制について協力をお願いしています。

平成29年8月31日現在、213名が登録されております。今後においても区や町内会、自主防災組織、民生委員、児童委員の協力をいただきながら、日ごろからの支援体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

最近というか最初の大騒ぎの後、登録制をやりなさいよという通知が来て大騒ぎだったんですけれども、町内会でもとんと最近話題になっておりませんでしたので、どうなったのかなということも思ってあえて質問させていただいたんですけれども、この種の情報は日々刻々と変化しており、新鮮なものでなければ意味がないどころか、古い情報のままでは要支援者・支援者双方の生命に危険を及ぼしかねないと思われれます。それほどにこの登録制度については、事の重大さが際立っております。

支援者として名前を登録した人にしてみれば、それが大変な心の負担になる可能性もありますし、一方で要支援者に対しては「支援を確実にお約束するものではありませんし」と書いてあります。この一文によって、この制度そのものが何かむなしなものになってしまっています。何なんだろう、この制度はとってしまおうんです。

このことを質問しても多分お困りになると思いますから、要望としてお願いしますので、どうか常日ごろからきめの細かい丁寧な説明と指導、呼びかけ、情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

また、説明とか情報発信といいましても、ホームページや広報に載せてあるから読んでねというような、読まない人は知らないよとかという、そういうことではなくて、やっぱりきちっと伝わるようお願いしたいと思います。

では、4問目。気象情報の取得方法について。

これは、この間の8月22日の夕方に尾張地方を襲った巨大積乱雲、これはスーパーセルというそうなんですけれども、これの記事をネットからちょっと拝借してきました。FNNからおかりしました。

およそ6,900回に及ぶ落雷の発生も起こったそうであります。

このスーパーセルは、蟹江からも目撃されております。これはニュースの写真です。これはやっぱり蟹江からも目撃されて、私の知人がちょうど写真を撮ったんですけれども、同じものです。これが蟹江からも見えたということで、これは1つ間違えば、蟹江もまたこのすさまじい数の落雷に見舞われていた可能性があります。

また、関東地方をこの夏連日襲ったひょうや大雨の普通ではないその降り方とその量、またその大量の処理し切れない雨水による内水氾濫などなど、日本や世界を襲う異常気象は、その規模と回数は年を追うごとに増大し、自然の猛威を振るっているのは皆さんもご承知のとおりであります。

そんな昨今の気象現象を踏まえまして、現在の蟹江町の気象情報の取得源と取得方法、そして伝達方法をお教え願います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問にありました気象情報の取得と伝達方法についてお答えをさせていただきます。

現在、蟹江町では、気象状況、気象予報等に関しましては、気象庁のホームページから情報を取得しております。

今年度から気象庁は、各種解析データのほかに、自治体の防災関係職員のための新たな情報提供システムの運用を開始いたしました。これは、名古屋地方気象台により各市町村単位での実況、予報、解析情報のクローズアップ図、予報官のコメント等が表示されるシステムでございます。

その他、災害が予測される場合の名古屋地方気象台から町長に対する助言、市町村専用のホットラインによる助言等が開始されました。

このような名古屋地方気象台による自治体支援の取り組みを活用して情報を取得し、防災活動を実施しておるところでございます。

また、高潮、洪水等の浸水害に対する防災情報としまして、愛知県高度情報通信ネットワークにより水位の現況、予報等を取得できるとともに、災害のおそれがあるときのみならず、普段から防災に関して国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所、庄内川河川事務所、愛知県海部建設事務所からの助言を受けております。

また、各事務所とのホットラインも構築されており、防災情報の取得、避難勧告等への助言等を受けることができるなど、水防法の改正により、よりきめ細かい支援体制が今年度より開始されました。

次に、町民の方に対する防災情報の伝達方法といたしまして、防災メール、ホームページ、コミュニティFM、西尾張シーエーテーヴィ、デジタル放送のLアラート、広報車、防災同報無線、町内会長に対しましては携帯無線機、電話一斉連絡システム、ファクスにより伝達を行っておるところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

自治体としてもどんどん新しい情報取得・伝達方法を取り入れているということで、少し安心しました。

本題ですけれども、管轄する地域のそのほとんど全てが海拔ゼロメートル以下という特殊な環境を管理する自治体として、これからは気象台の情報を取得するという受動的な手段だけではなくて、もっと危機感を持って地域の細部までカバーし、局地的な気象情報を察知し、素早く情報伝達をする気象情報サービス会社、民間ですね、と契約をするなど、また、あるいは小型気象レーダーを自前で設置して運用するといった迅速かつ積極的な気象情報の取得

が求められてくると思われませんが、これに関してはいかがお考えでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました気象情報サービス会社、小型気象レーダーによる情報の取得についてお答えをさせていただきます。

蟹江町は海拔ゼロメートル地帯であり、特に水害のリスクの高い地域であるため、毎年各地で局地的な大雨による被害が多く発生していることから、集中豪雨への対策が必要不可欠であると考えます。

災害による被害を軽減するためには、正確かつ迅速な防災情報の収集・伝達が重要であり、避難行動に要する時間的余裕を考えますと、少しでも早いタイミングで情報の配信が必要と考えます。

大雨情報につきましては、気象庁のホームページで公表される高解像度降水ナウキャスト、こちらは5分ごとで1時間先まで、250メートル四方の範囲で降水予測を確認することができます。現在はその情報を参考としております。

民間の気象情報配信サービス等の利用につきましては、提供内容を精査し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

きめ細かな情報を迅速に伝達する民間の気象情報サービス会社とは、もう既に契約して活用されている自治体もあります。それから、小型気象レーダーにおいても、実用化実証実験を始めている自治体もあるというふうに聞いております。

質問の際にも述べましたが、超局所的な気象現象が頻繁に発生し、しかもその大きさも過去に例を見ない規模で頻発しています。そういった観点からも、局所的な気象情報は積極的に取得する手段を持つことは、これから先は重要なことではないかと思われまます。

さて、今回の災害危機管理体制についての質問は、気象災害の場合を中心に取り上げましたが、この地域には南海トラフを震源とする大地震、それに伴う津波などの自然災害はもとより、最近では北朝鮮の核開発、弾道ミサイル開発による人為的な災害にも気を配らなければならなくなりました。

また、今回の弾道ミサイル発射によって、Jアラートのシステム不具合も露呈してしまいました。よって、不安はより一層募っています。

また、情報化社会といわれて久しいのですが、その情報の全てが正しいわけではなく、その取捨選択は、結局は人間の手に委ねられています。どうか適時的確な情報を得ていただき、的確な判断・情報発信指導に努めていただきますようお願いいたします。

また、発信した情報が確実に町民に伝わっているのかどうかの確認まで含めたことであります。先ほども申し上げましたけれども、ホームページや広報に載せたからよいか、同報

無線で流したからよいというのではなくて、本当に隅々まで納得していただいているのかどうかという確認作業もこれからは必要かと思えます。

最後に、町長にこの全体、これをちょっとお話しいただけるとありがたいんですけども。

○町長 横江淳一君

蟹江町の災害危機管理体制を問うということで、広範囲にわたってご質問をいただきました。

十分なご回答が得られたかどうか、安藤議員の胸の内であります。

るるご指摘をいただきました。十分体制を整えている部分と、まだまだ町民の皆さんに周知が足りないなという部分もあるやに感じたわけであります。

ただ実際、媒体としてはたくさんあるわけではありますが、正確な情報をやっぱり瞬時に知るといのは、やっぱりそれなりの体制のところの情報と、やっぱり民間会社の中でもどうしても大ざっぱな情報が入ってくる情報もありますので、それをうのみにしてまた情報を流してしまうと、町民に妙な誤解を与えてしまうこともありますので、それはしっかりと精査をしながら正確な情報を素早くこれからも伝達をしていきたいなど、こんなことを考えております。

安藤議員が今、指摘をされました、昨今、本当に気象情報が、瞬時的な情報が伝わるようになりました。

ただ、そうはいつでも情報をすぐ自分の生活、ライフとして取り入れている人ばかりではなく、やっぱり高齢者の皆様方は大丈夫だろうと、ここにおれば何とかなるだろうという、だろうという方が多いのも事実であります。ある意味、町内会を通じきめ細やかな情報伝達にこれからも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

海拔ゼロメートル以下の地域、そして6本の川が流れる水郷地帯、一たび災害が起きますと未曾有の大災害になるのは必至であります。そういう意味で、4市2町1村、海部郡全体が情報共有をして、町民の安心・安全のために今後も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○13番 安藤洋一君

これからも町民の生命と財産、安心と安全を守っていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問8番 水野智見君の「庁内会議について問う」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「庁内会議について問う」と題し質問させていただきます。

今回は、質問の内容からも、できれば総務部長及び政策推進室長に対し基本的にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、答弁等によりましては、町長、副町長にもお尋ねすることもあるかと思しますので、よろしくお願いします。

まず、蟹江町において、各種政策、立案等、必要に応じていろいろ協議をされています。まずそこで、前回3月のときにも政策室長のほうからお答えいただきましたけれども、改めてもう一度お尋ねします。

部長会議、部課長会議、YUME創り会議、その他各種会議・協議等があるというふうにお伺いしましたが、それぞれが基本的に月に何回ぐらい行われていますか。まずお尋ねします。

○政策推進室長 岡村智彦君

それではまず、部課長会議、部長会議、YUME創り会議が、それぞれにつき月何回、1回当たり何時間、会議内容についてのご質問にお答えをいたします。

本庁の定例部会義としましては、部課長会、部長会及びYUME創り会議がございます。

まず、部課長会は月に2回、原則として第1火曜日及び第3火曜日の8時30分から行います。時間はおおむね1時間前後で、今後の予定等についてそれぞれの課長等が報告し、庁内の情報を共有いたします。

次に、部長会でございますが、定期的には、議会定例会の前月である2月、5月、8月及び11月の部課長会議の終了後に行っております。主に、内容につきましては、翌月に予定されている定例会の議案及び補正予算の内容等について総務課が説明をし、議案等の内容について共有をします。なお、部長会は、報告または審議すべき案件がある場合、部課長会終了後、または任意に随時行っております。時間はおおむね1時間前後でございます。

また、部長会のほか、各部局において専門分野の委員会があり、何々委員会などで審議するものがございます。さらに、他部局で、重要決定事項に関して、町民生活及び町行政運営に重要な影響を及ぼす事項などにつきましては、部長会議に諮ることになります。

次に、YUME創り会議につきましては、月1回約2時間程度、会議内容につきましては、各部局の情報共有をするものと、その月々のテーマを決め検討をいたします。大きな課題等につきましては、将来に向けて行政が取り組む必要があるものを主に行っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

すみません、一括してお答えいただきましたので、最初は月に何回かと、その後に時間

等々進め方等もお聞きしようと思ったんですけれども、一括してお答えいただきましたので。じゃ、お尋ねしたいのは、部長会、各会議のほかに、専門の委員会とか何々委員会とかっていうものが、その都度対応されるということでしたけれども、そういうのは、平均という言い方おかしいですけれども、大体どういう形で時間的には何回、何時間とか、回数とか何か、協議によっては違うとは思いますが、どんな感じですかね。すみません、その後の質問にも関係してきますのでちょっとお願いします。

○政策推進室長 岡村智彦君

先ほど答弁いたしました、何々会議というものの何々委員会で審議をする。例えば指名業者選定委員会とか、いろんなものがございますけれども、その案件によりまして、多くの案件があれば大体3時間ほどかかる部分もありますし、1時間という部分のものもございます。それぞれのものにつきまして変わってきておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

また、回数につきましても、おおむね月に一度、ないしまた2カ月に一度というようなものもございます。半期ごとのものという委員会というのも多分あると思っておりますので、それぞれのものについて、また一律という格好ではございません。

あと、協議の内容につきましても、委員会でございますので、専門分野の委員会ということで、各部局のほうでの委員会がつけられておりますので、それぞれ委員に委嘱をするという部分はございます。また、内部での委員会というものもございますので、部長会のメンバーで行う委員会等もございますので、そのあたりもそれぞれまた違ってきますので、またご理解のほうよろしくお願ひいたします。

○5番 水野智見君

そうしますと、各部局の云々というのは、例えば課に関係することであれば、何々課が課長が中心になってやれるということかなと思うんですけれども、そういうときに、総務部長とか政策推進室長は、事柄によって同席されるとかそういうことはありますか。

○総務部長 江上文啓君

今、ご質問いただきました、委員会の内容、会議の内容によって、私ども総務部長は出席するときもありますし、政策室長が出席するときもあります。これは、その内容によって変わりますので、一概にこの会議に必ず出ますということは申し上げにくいんですけれども、今申し上げたように、内容によって出席をさせていただいているのは実態でございます。

以上です。

○5番 水野智見君

それでは、その後のことにも関連もしてきますので、次に移りたいと思います。

次に、きのう、きょうと一般質問等がありまして、各議員さんのほうから質疑がありました。その中で、回答として、理事者側のほうから今後検討していくというふうに言われた

場合等があるかと思いますが、そのような場合のときに、どういう形で協議し、結論を出されるという方法をしてみえるのか、まずお尋ねします。

○総務部長 江上文啓君

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

一般質問で、疑義を含む検討すべき内容が生じた場合、その内容、例えば人事上の問題等であれば、関係する部と人事関係を統括する総務課でございます。基本管理職は対応させていただきますが、協議し、最終的には副町長、町長と協議し、決定をしてございます。

ただし、その内容により、評議方法も一律ではございませんので、一概に表現することは難しいと考えております。また、その他の協議すべき問題についても、その内容、共有すべき問題の場合により、部長会、あるいはYUME創り会議に諮り、情報を共有しているのが現状でございます。

以上です。

○5番 水野智見君

そうすると、一般質問の中で質疑があり、回答に向けて協議していくという流れの中では、その質問ごとに協議されて、それと先ほど、室長のほうからもありましたように、原則、部課長会議は月2回とか、部長会議は定例会の年4回が基本のようなことを言われましたけれども、それ以外に臨時的に対応して、部長会でやるときもあるし、各課のほうで専門的に協議するとか、そういう形でされているということよろしいですか。

それで、その中で、副町長なんかも対応される部分あるかと思いますがけれども、ちょっとここで副町長に、通告にはなかったんですけどもお尋ねしたいんですけども、例えばそういう会議等があったときに、副町長が先ほど同席されることもあると言われましたけれども、そういうときに助言されるとか何かあるかと思いますがけれども、そういうのは、対応として、今までの経験からもアドバイスされることもあるかと思いますがけれども、町長を含めて事前に協議をされた中で対応されるとかそういうこともあるのか、ちょっとすみませんお聞きしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

水野議員から庁内会議の関係でお尋ねありました。

先ほど、総務部長、政策室長がるる申し上げましたのが、一般的な情報の共有の関係では、部課長会議、部長会、それとYUME創り会議等含めてやってございます。それぞれ出た案件につきましては、担当部署が基本に協議を行い、課の横断にまたがる場合は部長が、その部がまたがる場合については私が判断をし、それぞれ部長に指示を出し、横断的な考え方をするようにということであります。

それで、一般質問のほうもそうでございますが、当然、一般質問の中にお答えとしては検討すべき事項、早期に実現を求める事項、さまざまなお答えをさせていただいております。

その答えの中で、緊急等優先順位を含めましてしっかりと議論を重ねつつ、実現に向けて進めていくということでもあります。

私も行政職をやっておりましたので、さまざまな経験値がございまして、その都度部長から相談あればしっかりと対応するような準備もいたしますし、いろんなパターンがございまして。ですから、その辺はしっかりと統制をとりつつ、いかに組織が意思決定を早くし、行政の課題として取り組めるかをやっていくのが筋でありますので、それぞれ部長級、私も含めて協議し、最終的には町長の判断をいただき、決裁をおろし、指示を出し、その事業が進捗していくとそのような状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番 水野智見君

それでは、今までのところを考えまして、次に、それぞれ議会の中で一般質問等で取り上げられたことについて、特に個別のこととして3点ほどについて、どのように協議されてきたかという流れの中で質問させていただきたいと思います。

まず、一般質問でも私も含め何人かの方が質問されていますが、空き家等に関する対策に関して、現在まちづくり推進課のほうで対処されています。まず、その経緯について、以前は安心安全課が担当されていたというふうに記憶していますが、まちづくり推進課になった経緯についてお尋ねしたいと思います。

○総務部長 江上文啓君

私のほうから答弁をさせていただきます。

質問のございました、空き家対策の経緯及び庁内の取り組み体制についてお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策につきましては、当初は防災上の問題については安心安全課、火災予防上の問題については消防本部予防課、ごみ等衛生上の問題については環境課など、その内容により各担当部署が連携をしながら対応をしてまいりました。

しかしながら、全国的にも空き家の増加などにより、空き家の問題の深刻化を受け、平成27年度より、副町長を中心に内部協議を重ね調整した結果、建築の担当課である、まちづくり推進課を空き家対策の総合的な窓口とし、対策については、今までと同様に関係各課が情報を共有しながら協力し、対応しておるところでございます。

以上です。

○5番 水野智見君

そうしますと、今回、まちづくり推進課のほうで対応することになっているんですけども、今後も、先ほど言われた消防も含めた環境課とか税務課とか、全体的に庁全体に関係してくることだと思っておりますけれども、今中心的な資料づくり等はまちづくり推進課のほうで対応しておりますけれども、それを今後進めていくに当たっては、全体で対応していくということでもよろしいですか。

○総務部長 江上文啓君

先ほど、私のほうから答弁させていただいたように、今後につきましても、まちづくり推進課を窓口とし、関係各課、先ほど申しあげました安心安全課だとか、消防本部だとか、環境など、それぞれの課と関係を密にしながら連携して、空き家対策を努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

今後も各課の協議、また、専門的なことも関係してくる部分もあるかと思っておりますけれども、よろしく進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

その次に行きたいと思っております。

実は、先日、蟹江町消防団の操法大会を観覧させていただきまして、そのときに、消防団のOBの方からちょっと聞かれたんですけれども、平成28年の12月議会で、佐藤議員が町職員が分団長を兼職できないかということについて質問され、分団長との兼職も視野に入れて検討していかなければならないと考えているというようなことを、消防長が回答されたということで、その後、何か聞いてみえますかというようなことを聞かれまして、それ以外のいろんな分団の団員の勧誘のこととか、いろいろ相談もお話もお聞きしたんですけれども、まず、その件について、現在、協議はどのようにされているかということをお尋ねしたいと思っております。

○総務部長 江上文啓君

この件についても、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃる、町職員が分団長を兼職できないかというのは、平成28年12月議会定例会の佐藤議員の一般質問、蟹江町における消防分団長選任についての件であるならば、先ほど議員もおっしゃいましたが、消防長が、分団長との兼職も視野に入れて、検討していかなければならないことと考えておりますと答弁させていただいたのも事実でございます。

しかしながら、分団長となりますと、消防団の幹部で指揮官でございます。町職員の役職で申しますと監督者クラスに当たります。そうなりますと、町の職員としての職務遂行に著しい支障があることもあり、逆に、分団の指揮官として統制できないことが多分でございます。このことを踏まえ、分団長を兼務するに当たり、適材適所へのポストの配置、または分団長報酬の支払いの承認など、個人的な対応が必要になりますので、候補に挙がった時点で、個々に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね、個々に検討していただきたいんですけれども、具体的にはちょっと聞いていないんですけれども、ほかの分団では、行政の職員が分団長をやってみるところもあるや

にも聞いていますので、今後も含めて、先ほど部長言われたように、ケース・バイ・ケースもあるかと思いますが、しっかり相談していただいて、協議をしていただいて、できることが可能であれば、分団とも協議しながら改めて検討をしていただきたいのと、今後も副町長、町長含めたところで協議のほうをしていただきたいと思います。

その次に移りたいと思います。

それでは、これは私が3月議会のほうで立地適正化計画についてお尋ねしました。

室長のほうからは、その後、戦略上も今後の課題として進めていきたいと回答されました。横江町長のほうも、この計画については、YUME創り会議などについて協議していくことなのかなということの説明の中で、町行政が今後取り組む必要がある総合計画など、10年、20年後の将来に向けて、各部局から提案し、各協議をしながら情報の共有を図りながら、進めていきたいとも述べられていました。現在、この立地適正化計画については、どのように協議をされていますか。

○政策推進室長 岡村智彦君

質問のございました、立地適正化計画についてお答えをいたします。

まず、立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市計画全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる、市町村マスタープランの高度化版であるとともに、将来目指すべき都市像を実現する、戦略としての意味合いを持つものでございます。

現在、愛知県下では豊橋市を初めとする8市が策定済みで、名古屋市を初めとする7市町で取り組みを行っている状況でございます。策定している市町は、この計画に基づきまして、都市全体の構造を見渡しながらか、居住機能や、医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導と、それに連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成をすることで、コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりを推進いたします。

また、この計画の策定は国も推奨していることから、この計画に沿った都市計画事業を実施する場合は、国費等につきましても優遇を受けられる可能性もあります。

現在、担当課でございますまちづくり推進課で、策定につきましては検討中でありまして、計画策定に着手をされれば、YUME創り会議においても協議を進めていく予定で考えております。

以上です。

○5番 水野智見君

そうですね、この適正化計画はまちづくりが関係してくると思いますけれども、町長も言ってみえましたが、蟹江町内の場合は3つの駅があります。それについてのいろんなまちづくりが、きのうも佐藤議員、戸谷議員のほうからもまちづくりに関連して質問をされましたけれども、そういうことから含めて、今後の総合計画の見直し等もあるかと思いますが、

全部署が協議する中で進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

最後に、町長のほうで、今回の質問、質疑等に関して何かご意見あればお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

庁内会議について問うということで、蟹江町の行政のあり方にご質問をいただきました。それぞれの担当が、今お話をさせていただきました。

私が、平成17年の4月に町長に着任をさせていただいて、いろんな会議がその当時もありましたが、大分精査をさせていただきました。ある意味、まず部課長会というのはもう昔からずっと行われたことであります。当然、部長会も行われておりました。

ただ、議会に対する議員に対しての丁寧な説明をするための、意見のすり合わせというのが、ちょっとやっていなかったのか、やっていないというのか、やっちはおったんですけれども情報の共有に欠けておったところがあったり、それから、どうしても横ぐしを入れたい部分がありましたので、YUME創り会議と称して、月に1回、部長クラスの職員を1時間半から2時間まではかかりませんが、大体1時間半から40分の間、情報共有を重ねた深掘りの会議を今行っているのが現状であります。

前にも説明をいたしました、このYUME創り会議のYUMEという、ワイ、ユー、エム、イー頭文字をとっただけであります。実は、若い人、ヤング、オールドのオーが実は隠れているんですけれども、若い人も、それからマネジャー、管理者になるような中堅の人も皆さんが、エムというのはこれ実はマネジメントのエムなんですね。金銭感覚をしっかり持ちながら、イー、イーというのはエンターテインメント、いわゆる遊び感覚を持ったまちづくりも、それから地域づくりも一緒にやりましょうということで、ざっくばらんなテーブルづくりを提案いたしましたのが2008年であります。ちょうど110回になろうとしておる会議であります。

それぞれ、何もありませんという答えは今全くなくて、それぞれの部署で、今行われている表面的なことについては部課長会で連絡をし、深掘りについては、YUME創り会議で一つ掘り下げて、今この課ではこんな検討をしておりますが、ぜひともほかの課でも協力いただけませんかとか、先ほど、政策推進室長がご答弁をさせていただきましたが、テーマをつくってそのテーマを持って皆さんで話し合う。そして、結論を導いていく。その月に出なければ、次の月に持ち越してでもいいから結論を出していく、そういう会議であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

まだまだ、横ぐしが入れていないところがあるかもわかりませんが、今後、部、課の統合、そして改革も含めて行政改革、それから財政改革、構造改革もこれから進めていかなきゃいけません。そういう意味で、風通しのいい行政をしっかり皆さんにお示しをし、政治家の端くれであります町長も、しっかりと政治的な感覚を持ちながら、町民の皆さんにわかりやす

い行政を、これからも進めてまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○5番 水野智見君

特に、このYUME創り会議は、先ほど町長も言われたように、町長が発足というか発想というか、なられてからつくられている会議ということなんですけれども、前も、室長からも話がありましたけれども、基本的に何か部長クラス、部長が見えないときは次長も出てみえるみたいなことなんですけれども、というふうに聞いているんですけれども、このYUME創り会議は、例えば若手とかそういう形で、協議する中身によってはある程度の各課の若手とか、そういうメンバーの中で協議するとか、そういうようなことは今までなかったというか、その辺のことは町長どう思われますか。

○町長 横江淳一君

事務局として、政策推進室の若手が実は参加をいたしております。

それで、そこで論議をされる言葉につきましては、非常にレアな情報も実はありますので、時と場合によっては、当然最高責任者である部長クラスの出席ということで、今、させていただいておりますが、先ほど言いましたように、若い人のヤングが最初に入っておりますので、できればYUME創り会議の次のステージとして、若い方も中に入れてもいいのかなという考え方は今持っております。

で、YUME創り会議でお示しをしたことについては、必ずそのマネージャーが、下に若い人にもしっかりと伝えるということを義務づけております。これは、リサーチしているわけじゃありませんけれども、YUME創り会議の内容については、若い方にもしっかりと浸透しているのかな、こんな感じは今いたしております。

もちろん、部課長会議で情報の共有も図っておりますので、二重、三重の伝達の方式を今使っておりますので、もう少し若い方がクローズアップができるような、こんな手法を考えていきたいというふうに考えております。

○5番 水野智見君

わかりました。

私、町長がまだ町長になられたばかりのころに、ちょっと個人的に聞いたことがあって、今、思い出したんですけれども、何か食事しながら若手の職員と、昼食のときにお話をされたりとかするようなこともされたように聞いていたんですけれども、今、何かそういうようなことって、また別な形で取り組んでみえるとかそういうことってありますか。すみません、最後って言ってちょっといろいろ質問して申しわけないですけれども。

○町長 横江淳一君

蟹江町は食堂がございませんが、食べる場所のスペースは書庫棟にはございます。そこでできるだけ食事はそこでするようにしております。最低限の情報だけはとりたいなという

ことと、やはり、食事をしているときは皆さんやはり一番和やかな雰囲気なんで、そこでちょっとした雑談の中で情報がとれたらなど、そんなこそくな手段はかかわりは持っておりませんけれども。

それともう一つは、それぞれの部署で集まりがあったときに、支障がなければまぜてくれるとありがたいなということで、できるだけ出るようにはしております。ただ、そこでそんな情報が出るかどうかはわかりませんが、非常にある意味、和気あいあいとした雰囲気が、以前と比べると職場が明るくなったなという感じは、私自身はしております。

これからも、必要な限り若い人たちとの交流もしっかり努めながら、情報の共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番 水野智見君

ちょっとまだ時間もありますので、これもちょっと通告にはなかったんですけども、副町長のほうにも同じような形で質問したいんですけども。町長は、先ほど言ったみたいな形で、自分なりの工夫をされたり考えられて、若手職員の意見を取り込もうということ、こう見えている部分あるところだけお聞きしているんですけども、副町長は何か、今まで取り組んでみえたこととか、あと今後、何かこういうことを考えているとかっていうようなことあったらお願いします。

○副町長 河瀬広幸君

今、水野議員から若手職員の話が出ました。

まず、基本的に仕事上の関係では、特に最近よくテーマ別に、PTをつくっております、直近でいいますと、火葬場の関係での構想だとか、いろんなさまざまなPTをつくっております。

それは、政策課題の中にきちんと問題意識を持ってやるために、特に若手の職員を積極的に入れまして、その若手の議論を吸いつつ、構想をつくっていくというのを基本に置いておりますので、まずそこで、行政の流れについてはしっかりと配慮するような仕事をやっていきたいと思っております。

ふだん、町長よくおっしゃるのは、非常に町長もコミュニケーションがよくて、若手の職員さんと話をしているのをよく見かけます。私もできるだけその若手の職員さんとお話するようにしておりますが、なかなか皆さん仕事が大変忙しい中で、チャンスが恵まれんわけでありまして、食堂での会話も1つでありますし、ふだん、何げない会話の中で、若手の職員さんの考えていること、それをしっかりと我々は捉えて、それをマネジャーがしっかりと上に伝え、いろんな組織の中での活用をしていくのが一番いいのかなということがあると思います。そして、たまたまよく仕事が終わったアフターファイブの中でも、いろんな皆さん会合持っておられるようでありますので、機会があればそういうところも寄せていただいて、いろんな思ってみえることをしっかりと吸い上げて、それを町長のもとに反映をされること

も必要かなというふうに思っておりますので、そういうことも心得つつ、特にこれから若手職員をいろんなシーンで、使っていきたいという表現が合っているかどうかわかりませんが、そのシーンをできるだけつくらせていただいて、それをマネジャーさんがしっかりと理解をし、上のほうに意見が通じるような、そんな組織としての機能を指示していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番 水野智見君

本当に最後にしますが、総務部長とか政策推進室長とか、教育長もそうですけれども、皆さんそれぞれ各課の若手職員とかみえると思います。それぞれの形で、時間をつくれる範囲内で結構ですので、情報の共有、または協議等を進めていただければなということを思います。

今後、そういった協議をできる限り迅速に、早急に取り組んでいただいて、今回の一般質問等での、きのうも含めてありましたけれども、今後検討されるということについて、各部署が町長言われたように横のつながりをしっかり持って、対応していただきたいと思います。

この辺で一般質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

質問9番 伊藤俊一君の「須成祭がユネスコ登録 第一回目の祭りを振り返って」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「須成祭がユネスコ登録 第一回目の祭りを振り返って」と題しまして質問をさせていただきます。

大変すばらしい須成祭になったのではないかと、そんなふうに思っております。町長を始め各理事者の皆さん方のご協力のもとに、大変お力添えをいただきながらすばらしい祭りが無事終わったということにつきまして感謝をまず申し上げたいと思います。

須成祭は牛頭天王の信仰のもと、疫病退散と、五穀豊穰を祈願して行われ、400年以上伝統ある須成祭が、国の記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財に、2002年に須成祭が選ばれ、蟹江町が5年をかけて調査報告書などをつくり、国の無形民俗文化財に選ばれた理由の一つが、世の中の変化を取り入れながらも祭りの基本を地道に守り続けてきたことがあります。7月の稚児定めから、ご神体の葎を燃やす10月の棚下しまで100日間にわたりさまざまな祭りごとをしながら、その準備が大変で、役員の方々のご苦労ははかり知れないものがあります。

ユネスコ無形文化遺産登録と正式に2016年12月1日午前2時ごろに決定となりました。待

ちに待ったユネスコ無形文化遺産登録が山・鉾・屋台行事として全国33団体の一つとして登録をされ、須成祭が29年8月5日、宵祭8月6日、朝祭、第1回目が挙行をされました。例年に比べ40%から45%ぐらい増の4,500名ぐらいの人出でございました。人の出も例年よりも早い時間でありましたし、クライマックスのときには堤防の右岸堤、左岸堤もいっぱいの人。神社も龍照院も人でいっぱい、歩くのも大変でありました。ことしは須成公民館の栈敷と公民館の北側に栈敷が設定されて、ご来賓の方々は楽しんでお帰りいただいたと思います。幾度もこの栈敷については一般質問をしてまいりましたが、このようなことが実現できて大変喜んでおるわけでございます。

また、天王橋の西南角地に観光交通センター、(仮称)須成祭ミュージアムが建設されております。総工費1億4,148万円ですが、観光文化の町蟹江町と世界に発信できる地盤が整ったのであります。これからが大切だと思うわけでございます。

1つ目の質問でございますが、行政としてこれからどのような対策が必要と考えておられるのかお尋ねをいたします。

○政策推進室長 岡村智彦君

では、質問のございました、行政として今後どのような対策が必要と考えているかについてお答えいたします。

今回行政報告にて報告をいたしましたとおり、須成祭が昨年12月にユネスコ無形文化遺産登録が決定をされてから、他の32件の山・鉾・屋台行事と合わせて、数々なマスコミ等で取り上げられていただき、ことしは特に、登録後初めて開催されるということで、今まで以上に町内外からの来客が予想をされました。

そこで、町といたしましては、昨年度、また今年度に入ってから、地元の方々との意見交換等をさせていただき、今年度の対応を協議してまいりました。

また、昨年に引き続き、祭り会場への来場者対応といたしまして、車でお越しの方への交通誘導、駐車場での安全確保を実施し、町民の方、JR・近鉄の利用者につきましてはピストンバスの運行を行うなどして会場への利便性を高めさせていただきました。

なお、宵祭への来客者は4,500人と、昨年に比べ3割増し、3割増でございましたが、大きなトラブルもなかったと聞いております。これも、須成区を初めとする地元祭り関係者のご尽力のたまものと感謝をいたします。

また、地元議員、伊藤議員始め、飯田議員、石原議員のご尽力ということもございまして、大変感謝をしております。

来年度は天王橋南に建設をしております観光交流センター(仮称)須成祭ミュージアムが完成をしておりますので、そこを拠点としましてさまざまな取り組みを行ってまいりたいので、またご協力のほうお願いをいたします。

須成祭を終えての反省と課題ということにつきましては、おおむね、運営協力支援につい

てスムーズにできたという感じでございます。ピストンバスの運行、警備、駐車場、交流会、名古屋市営バス無料運行、宵祭の支援ガイド（かにえガイドボランティア夢案内人）などなど、次年度以降さらに集客数がふえることが予想をされます。須成祭の宵祭に関しましては、蟹江町といたしましても、観光振興及び須成祭の伝承のため、地元の方と連携をし対策会議を始めとし連絡調整を図り、引き続きご支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

2問目でございますが、須成公民館の南側……北側。北側に新設した費用ですね、委託料の詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今、ご質問がございました、須成公民館北側に新設をさせていただきました栈敷の費用の明細ということでございますけれども、こちら、今回、公民館の北側に設置しました臨時栈敷につきましては、関係費の総額が84万2,573円となっております。内訳としまして、栈敷本体の設置費が77万600円、カーペット設置や紅白幕、座布団などのリース代が6万4,973円でございます。また、借地料につきましては地権者の方のご厚意で無料でやらせていただきました。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この栈敷につきましては、その北側、栈敷をつくられた北側でちょっと大きな木がございますが、できたらあそこまで木を倒していただいてふやしていただけたら、なおよかったんではないかな、そんな思いがございます。

結構かかったんだね、これね。税込みで86万4,000円……じゃない。

（「84万2,573円」の声あり）

ああ、そう。

3問目でございます。

かにえ須成祭応援する会、かにえ須成祭応援する会を立ち上げられました。これは、目的は読んで字のごとくでございますが、須成祭を応援しようということで、行政だけに頼っては申しわけないというようなこともあって立ち上がりました。それには須成区長や須成文化財保護委員会の委員長より要望があったことを、かにえ須成祭応援する会が役員会を開きまして協議をいたしました。そして、よしとなれば、予算の許す限り応援をしようということになっております。町当局としてご示唆をいただくことがございましたらお願いがしたいと思います。

○政策推進室長 岡村智彦君

では、質問がございましたかにえ須成祭応援する会、町当局で示唆することについてとい

うことでお答えをいたします。

須成祭につきましては400年余り前から続く富吉建速神社・八剣社の祭礼であり、夏の疫病退散と五穀豊穡を願って行われてきました。別名「100日祭」とも呼ばれ、現在、須成文化財保護委員会を中心とした地元の人々の手で祭りの伝承が受け継がれており、2012年に国の重要無形民俗文化財に指定されました。さらに2016年には、山・鉾・屋台行事を構成する33の祭りの一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録がされました。

町におきましては、文化財保護等事業費補助事業、また、須成祭無形文化遺産登録の関連事業、文化財普及・啓発事業、観光協会といたしましては、須成祭の運営補助金、協賛などさまざまな支援をしております。引き続き地元役員と協議を行い、須成祭に関するご支援を進めていきたいと考えております。

示唆するところにつきましては特にはございませんが、この伝統ある須成祭は神事としての重要性と格式のあるお祭り。守っていかねばならないお祭りでございます。町といたしましても、引き続き、文化継承していただくことが町の誇りになります。町でできることを引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

来年度以降も須成祭対策協議会初めさまざまな会議において、地元区長、敬神会、保存会からのご意見を聞き、観光・歴史文化継承からご支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そのようにひとつ、きめ細かに地元との話し合いは大切でございますので、よろしくお願いはしたいと思っております。

4問目でございますけれども、観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムが30年5月オープン予定であると聞いておりますが、どのように利用されるのか。また、須成祭の関係者のスペースはどのように考えているのか。そして、観光協会、商工会、ボランティアガイド、かにえ須成祭応援する会のスペースを考えておられるのかお聞きをいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムが来年5月にオープンする予定であるが、どのように利用されるのかというご質問でございますが、須成祭の関係者のスペースをどのように考えているのかというご質問でございますが、観光交流センターは来年の3月の完成、5月のオープンに向けて、今工事中でございます。

1階には休憩・物販、事務室スペースを、2階には展示・体験・情報発信ブースとフリースペース——これは会議室を兼ねてございます。企画展示や会議室としての利用を始めとしまして、体験教室の開催やボランティアさんなどの待機場所として幅広く活用できる空間とすることで考えてございます。

また、屋上につきましては、さまざまな利用での観覧スペースとして活用を想定しており

まして、なお、災害時につきましては一時避難場所としてご利用いただけます。

また、須成祭の関連諸行事につきましては、祭り関係者の方につきましては、休憩を含め、憩いの場として施設を有効利用していただければと思っております。

次に、観光協会、商工会、ボランティアガイド、かにえ須成祭応援する会のスペースはというご質問でございますけれども、こちら、この施設の2階に展示スペースのほかにフリースペース、会議室がございますが、こちらは専用スペースではございません。その時々共有スペースとしてご活用いただければと思っております。

また、こちらでは須成祭に特化した講座や体験教室、企画展などを開催させていただきます。その折には、地元、特に祭り関係者の方々におきましてはご協力をお願いしたいと思っております。

観光交流センターは、須成祭を初めとしました町内の祭りや行事、町内観光名所の案内など、須成祭とともに蟹江町の魅力を発信し、交流人口や観光収入の増加にこの施設を起点として蟹江町を楽しんでもらえるような施設を目指しておりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

かにえ須成祭応援する会が発足いたしましたけれども、こちらについては共有スペースの中で使ってよろしいということですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

この2階のスペースにつきましては専用スペースではございません。須成祭の関連諸行事に、関係者の方に休憩を含め、休憩場所として施設を有効に利用していただければと思っております。あくまでも共有スペースとして使っていただくということになります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

もう少し細かくこれから検討されると思いますけれども、いろいろとまた打ち合わせをさせていただいて、観光協会、そして商工会、そういったそれぞれの立場でいろいろと要望があると思いますけれども、それなりにまた話に乗っていただいて、スペースの確保ができるように、また有効利用できるようにお願いをしたいと思います。

そして、今後の課題といたしまして、祭りを楽しんでいただくためにも、今の流れでは大変窮屈であると思うわけでございます。動線をどのように考え、これから、交通整理をどうするのかお考えをお聞かせいただきたい。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

動線をどのように考え交通整理をするかというご質問にお答えをさせていただきます。

ことしの須成祭につきましては、ユネスコに登録をされました後の最初の年であったこと

から特に注目が高まり、来場者が増加することが予想されました。庁内部、関係部署により
ます対策協議会を設置しまして、昨年の反省点、地元からの意見等を踏まえた対応をさせて
いただきました。

宵祭当日の観光客対策としまして、昨年に引き続き町の直接支援を拡充し実施してまいり
ました。拡充しました具体的な内容としまして、仮設トイレの増設、照明器具の増設、臨時
駐車場スペースの拡大、近鉄・JR蟹江駅からのピストンバスの増発、駐車場誘導警備員の
増員、昨年に引き続き、会場周辺堤防一方通行協力要請に伴う警備員の増員でございます。

来年度の実施につきましては、ことしの反省点や問題点を整理し、来場者や祭り会場付近
の状況を踏まえまして、安全の確保、駅等の公共機関からのスムーズな祭り会場への誘導に
努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大変にいろいろ細かくやっていただいたことは事実であります、ますます人がふえてま
いりますと、もう少し動線を確保していただいてやっていただかないとちょっと危険ではな
いかと、こんなことを思っております。

そして、9月の4日でありますけれども、全員協議会で、JRの駅前開発について、駅舎
と同時に開発を執行したらどうだというような意見がございました。これは、須成祭を目的
としてJR蟹江駅を利用する方のために、先ほどもお話ありましたように、バスのピストン
輸送をされる、いわゆるJRの玄関口でありますので、やっぱり須成祭すごいぞと、ユネス
コだぞと言っておみえになった方ががっかりされるような駅前の風景では、ちょっと寂しい
ではないかというようなことを思いますので、できるだけ早くそういった整備をしていただ
きたい、そんなふう思うわけでございます。

そして、須成の須西小学校、この南運動場、これについてもメインの駐車場、駐輪場であ
りますし市バスがとまる場所でもありますので、以前から質問をしておりますけれども、
トイレの整備、トイレの新設ですね、これはなかなか難しいようなことを以前から言ってお
みえになりますけれども、ここへ来るとそういったことが急務ではないかとそんなふうに思
いますので、ぜひ、そういったことも含めて早目に対策をとっていただきたい。そんなふう
に思っております。

そんなことで私の質問を終わらせていただきます。今までのことは要望でございますので、
ぜひよろしくお願いしたいと思うところでございます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

10時55分まで休憩といたします。再開は10時55分であります。

暫時休憩とします。

(午前10時38分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

質問10番 飯田雅広君の「須成祭PR映像の視聴回数が少ない。視聴増への取り組みは行っているのか？」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きをください。

○3番 飯田雅広君

3番 民進党 飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、「須成祭PR映像の視聴回数が少ない。視聴増への取り組みは行っているのか？」について質問をします。

その前に、前の6月議会のときに、ここにかに丸くん置きましょうよってお話ししたかなと思って、町長結構優しそうな笑顔で、うんうんってうなずいていただいたんですけど、今回いないなと思って、寂しいなと思っているんで、もしあれだったらここにいといいなと思います。

それでは、今から蟹江町のホームページについて質問をいたします。

まず語句について確認をします。

ホームページという言葉がありますけれども、これはウェブブラウザで最初に表示されるページ、またはウェブサイトの最初のページ、トップページという意味が正しい言葉の意味になります。

次に、ウェブサイトという語句ですけれども、ウェブサイトとはウェブページの集まりのことになります。つまり、1つのドメインの中にあるページの集まりのことです。今の日本では、このウェブサイトをホームページと呼ぶことが一般的になっています。

ウェブの業界の企業でもウェブサイトという本来の言葉を使わずにホームページという言葉で、一般の人に伝わりやすいように使用している場合も多いです。どちらが正しいということではなくて、状況や目的に合わせて使っていけばいいと思いますけれども、本日は、本来の言葉であるウェブサイトを基本的に使用して質問をいたします。

それではまず、蟹江町の公式ウェブサイトに関してお聞きします。

蟹江町の公式ウェブサイトの管理、運用は各担当課がそれぞれ職員によって行われていると聞いています。通常のウェブサイトの更新は、テキストや画像の情報だけでなく、HTMLやカスケーティング・スタイル・シートと呼ばれる専門的な知識が必要で、他のページからのリンクを設定するなど大変手間がかかる作業です。よって最近では、更新管理のしやす

さからWordPressなどのコンテンツ・マネジメント・システムを導入することが多いのですが、蟹江町の公式ウェブサイトの管理、運営を職員みずから行っているとお聞きしておりますので、特に知識が必要のない皆さんがやられていることですので、蟹江町の公式ウェブサイトもCMSを導入して行っているということでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

当町の公式ウェブサイトへのご質問をいただきました。

当町の公式ホームページにつきましては……すみません、ウェブサイトですね。ウェブサイトにつきましては、作成、管理、運営する仕組みといたしましてコンテンツ・マネジメント・システム、今、飯田議員からおっしゃっていただいた、いわゆるCMSですね、この仕組みを導入しております。

また、そのシステムにつきましてはWordPress等のオープンソースではなくて、こちらが、業者、事業者のほうに開発をしていただいたシステムを有償による契約によって使用させていただいております。

○3番 飯田雅広君

では、その公式ウェブサイトのアクセス数や各ページごとのアクセスが多いあるいは少ない、そういったことについては各担当課がそれぞれ把握されていますか。

○政策推進課長 北條寿文君

こちらのほうは各課ごとの解析ではなくて、公式ウェブサイトを管理しております当政策推進課においてアクセス数の解析をさせていただいております。

○3番 飯田雅広君

そのアクセス解析に関してですけれども、ツールとしてはグーグルアナリティクス等を使われておりますでしょうか。

また、ウェブサイトですけれども、公開しただけでは何か激変するということではありません。ウェブサイトを利用してインターネットマーケティングを行うことでその価値がアップします。アクセス解析はウェブサイトへアクセスしたユーザーの行動などを解析することになりますけれども、訪問者数や検索上位キーワード、閲覧数のリページ、ページ閲覧順序などを知ることができます。ユーザーがどういった経路で何を求めてどのページを見て何をしたらいいのかわかると、そのウェブサイトが持つ弱点や改善点なども見えてくるのです。つまりユーザーが最も欲しがっている情報を効率よく提供できる環境が整うことになります。ウェブサイトをユーザーが求める形につくりかえていくことで効果的に運営することが可能となり、結果的にお問い合わせが来るなど町運営に役立つようになります。

アクセス解析をどのように生かされているか教えてください。

○政策推進課長 北條寿文君

アクセスの解析につきましてはグーグルアナリティクスという仕組みを活用させていただ

いて解析しております。

解析結果につきましては、今おっしゃっていただきましたとおり、ユーザーの方々が当町の公式ホームページを見る際に、必ずトップページから入ってくるというわけではなくて、直接各課の発信している情報にダイレクトで入ってまいるケースのほうが多いという解析結果になっております。

閲覧数が多いものにつきましてはトップページのアクセスランキングという形で表に出し、皆様方へ人気のあるサイトという誘導するとともに、あと、各サイトにつきましては、皆さんが直接ダイレクトに入るというところを考慮して、検索の仕方、そのキーワード設定というものも活用しながら、なるべく皆様方の検索にひっかかりやすいような工夫を施しながら取り組んでいるところでございます。

○3番 飯田雅広君

今、アクセスランキング1位はユネスコ無形文化登録須成祭ですね。2位が蟹江町の図書館という形になっておりますので、多分、一番、やはり皆さん、町としてもアピールしたいであろう須成祭が多分ここにも来ているのかなというふうに思っておりますけれども、このグーグルアナリティクスですけれども、無料ツールのほうでしょうか、それとも有料ツールのほうになっているのでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

CMSは先ほど申し上げたとおり有料なのですが、グーグルアナリティクスは其中で無償で使用させていただいております。

○3番 飯田雅広君

それでは、アクセス解析されているということですので、パソコン、スマートフォン、タブレットからの来訪はそれぞれ何%ずつありますでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

スマートフォンやタブレットの普及が進みまして、ホームページへのアクセスツールはそれぞれ利用頻度も変わってきているものというふうに捉えております。

そんな中で、直近の平成29年1月から8月までの解析結果でございますが、スマートフォンを含むモバイル使用率が約52%、タブレットからのアクセス数が約4%、そしてデスクトップパソコンからのアクセスが約44%という解析結果になっております。

○3番 飯田雅広君

今のお話からでも、もうモバイル端末が半数以上という形になっております。

本当にこの、パソコン、以前はパソコンだけだったんですけども、スマートフォンやタブレットなど閲覧デバイスがふえたことによって、1つのサイトデザインではウェブサイトが見づらいという傾向が出てきました。

資料の2ページのほうを見ていただきたいんですけども、これ私のスマートフォンの写

真を撮ったものになるんですけど、この、ちょっと見にくいんですけど、これと、今タブレットのこの蟹江町のホームページ、デザイン一緒ですよ。スマートフォンで本当に操作しにくい。今そういう蟹江町の公式ウェブサイトの状態になっているものというふうに思います。

当然、スマートフォンは本当に細かいので見にくいですし使いにくい状態になっております。現在はスマートフォンやタブレットといったモバイル端末の普及が進んでおります。日本国内ではスマートフォンの普及率が60%を超えており、パソコンを持たずスマートフォンのみという一般家庭もふえています。インターネットの中心はモバイルに変化していることがわかります。

また、この状況に比例して、2015年にグーグル検索はモバイルからの検索数がデスクトップからの検索数を上回りました。検索エンジングーグルの順位は、ランキングアルゴリズムと呼ばれる、グーグルが独自に定めた200以上に上る評価要因をもとにコンテンツを評価し決定されます。2015年、この検索アルゴリズムの一つにスマホ対応の有無が追加されました。それがモバイルフレンドリーアップデートになります。モバイルフレンドリーアップデートとは、スマートフォンで検索した際、スマホ対応していないウェブサイトに対して順位を下げるバイアスを掛けるようにするものです。

グーグルでは順位決定の際、これまではPCサイトの内容や構成をプライマリーとして評価し、モバイルサイトはセカンダリーとして評価してきました。しかし、モバイル検索がPC検索を上回ったことを受け、2016年11月にモバイルファーストインデックスという仕組みを今後導入していくことを発表しました。モバイルファーストインデックスとは、これまでの評価軸が転換し、モバイルサイトの評価がメインで評価されるようになるアルゴリズムのことです。パソコン、スマートフォン、タブレットなどそれぞれの端末でコンテンツが見やすく、操作しやすく、コンタクトがとりやすいサイトにして、どの端末でもコンバージョンを高めるレスポンス・ウェブデザインの導入が必要だと考えますがいかがでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

今、いろいろとご説明をしていただきましたが、当町のホームページを再構築させていただいたのが平成24年度からになります。その時点におきましてはデスクトップからのアクセスが、実は約72%、その他モバイルからが約28%ということだったんですが、先ほどお答えさせていただいたとおり、現時点ではそれが、モバイルからのほうが約52%ということで、議員ご指摘のとおり、皆さん方が使われるホームページを検索するツールというものが非常に多様化してきております。

そんな中で当町のホームページでは、残念ながら、まだレスポンス・ウェブデザインには対応しておりません。ところが、今申し上げた数値、皆さんの利用ですね、利用形態を考慮いたしまして、今後はレスポンス・ウェブデザインを早い段階で導入させていただきた

いという、担当課としてはそんな気持ちを持って今取り組もうとしているところでございます。

○3番 飯田雅広君

もう本当にモバイル中心になってきている時代ですので、早目に導入していただけるようお願い申し上げます。

次に、公式ウェブサイトの運営費に関してお聞きします。

公式ウェブサイトの運営費は平成29年度の予算書によると、ホームページ運用保守委託料140万5,000円とあります。これ以外に何かありますでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

公式ウェブサイトの運営費につきましては、今おっしゃっていただいた140万5,000円の予算が全てでございます。

○3番 飯田雅広君

では、この140万5,000円の内訳を教えてくださいませんか。

私も数年前ですけれども、自分の仕事のウェブサイトをつくったんですけれども、今でもありますけれども、この維持に係るに費用に関しましてはレンタルサーバー代とドメイン料合わせても年間1万円以下の運営費になっております。また、日々の活動ですけれども、無料のフェイスブックにおいて行っています。自治体のウェブサイトと個人のウェブサイトと比較することは余り意味ないかもしれないんですけども、安く済ませようと思えるのも事実であります。この140万5,000円なんですけれども、いかがでしょうか。この金額で十分満足しているでしょうか。やりたいことはできていますか。もしくは、本当にもっと足りない、もっとお金をかけてやりたいことがある、そういった思いはあるんでしょうか。教えてください。

○政策推進課長 北條寿文君

ホームページにつきましては、もう今や個人でも、ブログも含めて簡単に手軽に操作するということができるんですが、公式ウェブサイトとなってしまうと、やはりそういったオープンソースを活用するというわけにはいきません。一番しっかりと押えていかなければいけないところはセキュリティーのことでありまして、今140万5,000円の内訳というお話でございましたが、基本的に一番大きなものはサーバーの借用料でございます。このCMSを動かすに当たりましては、CMSサーバーとウェブサーバーという2つのサーバーを要しております。このサーバーにつきましては庁内に置いたサーバーではなくて、例えば被災した場合、被災したときでも端末さえ復活させれば、すぐ当町の情報発信ができるというその有事のところも裏側には仕組みとしてこちらでは考慮いたしまして、場所は申し上げられませんが、実は他県、他県にサーバーを、当町のホームページは置いております。その借用料が一番の内訳でございます。

それ以外には、その両方のサーバーの予防保守、あとCMSサーバーのデータのバックアップですね。全て入っているコンテンツデータ全てのバックアップ。あとは、障害が起きたときの対応。あとは職員のシステム操作に伴う問い合わせの対応。あと、年1回の操作研修といったものが主な保守料の内訳になってまいります。

それ以外に付加機能といたしまして外国語の自動翻訳、これは今、英語、中国語、ポルトガル語という3カ国語を対応しておりますけども、これもオープンソースではなく少し精度の高いものを仕組みとして組み込んでおります。あとは日本語のルビ振りサービスですね。どなたにも見ていただけるため、ユーザビリティを高めるためにルビ振りサービス。あとはDNSサービスといったものが保守の内訳になってまいります。

あと、もっとお金をかけてよくしたいかというご質問でございますが、かければかけるほど、当然仕組みというものは高まってまいりますので、ただやみくもにお金をかければいいという話ではなくて、きちんと我々もその仕様書の中身と、あとは予算をしっかりと査定しながら、今、現段階の中で必要最小限の費用を構えながらやっておりますので、お金をもっとかけたいということではなくて、提供できる機能をもっと高めたいという気持ちで取り組んでおります。

○3番 飯田雅広君

私は、できればSEO対策というにも多少お金を使っていたきたいなど。SEO対策というのちょっと思っております。

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、公式ウェブサイトの利用に当たり社会的障壁の解消と合理的配慮の環境設備が求められたところですが、対応はどうなっておりますでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

いわゆる障害者差別解消法ということだと思いますが、こちらにつきましては、当町のホームページは、公式ウェブサイトはウェブアクセシビリティに関する日本工業規格、いわゆるウェブサイトに関するJIS規格ですね、これがまず1つ押えておくべき基準があります。それとあわせて総務省のほうで、みんなの公共サイト運用ガイドラインですね。みんなの公共サイト運用ガイドライン、150ページぐらいにも及ぶ非常に膨大なものでございますが、この2つの規格に即して運用をしております。

その中に差別解消法に対応するチェックというものも行われておりますので、総務省のホームページの中に実はエムアイチェッカーというホームページを診断する仕組みがございます。それに実際にひっかけることによって3段階の、実は判定が得られます。一番いいのはAAA、そしてAA、そしてAという3段階でございますが、そのAAに適合する仕組みで運用しておりますので、基本的には差別解消法への対応というものは行っております。

ただ、先ほどおっしゃっていただいたレスポンスデザインだけが唯一ご不便をおかけし

ておりますので、現段階では、スマホを使われる方については個人の方がピンチインしていただくことによって画面を表示することもできますし、そこは、見ることはできるんですけどもご不便をおかけしているところは確かなので、あと、今、先ほどSEOということもありましたけれども、SEOの対策としましてメタワードだとかディスクリプションですね、その辺のところの仕組みを自動で行えるようにCMSに入れていきますので、一つ一つを職員がアナログ式でやっていたのはこれはとても対応できませんので、基本的には差別解消法の仕組みも全てCMSの仕組みの中に組み込んで実施しているということでございます。

○3番 飯田雅広君

それでは次に、パソコン、タブレット、スマートフォンは便利なツールであるため、インターネットの拡大、利用は拡大し続ける一方であります。その利用に当たっては情報機器の購入や利用に関する知識が必要です。そのため、世代や経済面などの要因で、持っている人、持っていない人との情報の格差が出てきます。とは言っても、パソコンを皆さんにお渡しするというわけにはいきませんので大変難しい部分ではあると思うんですけれども、その情報の格差の解消法として何かお考えになっていることがあればお聞かせください。

○政策推進課長 北條寿文君

本当に、今おっしゃっていただいたとおり、端末を皆さんにお配りするというのは、もうこれ到底できないことでありまして、一般論としましては、ホームページ、ウェブサイトはやはり何かしらの端末なくしては閲覧していただくことができません。ところが、その購入費用を、補助金を出すだとか無償で配布するということは今の時点では考えておりませんので、端末を処理されてみえない方には紙媒体の広報紙、あるいは役場初め公共施設の窓口でお尋ねいただくという対応になってまいります。

そんな中で、町民の方々にお伝えすべき基本情報は全て広報の中に組み込んでいくように配慮をしております。また、その広報紙でございますが、目の不自由な方、そういった方にも情報提供ができるよう、実は音声化いたしまして、これは外部ボランティアの方と、外部のボランティア団体の方と協力をして広報の読み上げをしていただいてCDに音声情報を入れております。それを希望される方に配布するという形で、障害をお持ちの方にも情報提供をしっかりと行うという体制を持っております。

そんな形で、窓口や電話での役場の丁寧な対応も含めて、複合的な情報発信体制をちゃんとつくりながらデジタルデバインドへの対応をしてまいりたいと思います。

○3番 飯田雅広君

そうですね。やっぱりない方は紙媒体が頼りになってくると思いますので、なるべく紙媒体、目を通していただけるような、また何かそういう仕組みが必要なのかなどというのはちょっと思います。

私たちの世代、生まれたときからカラーテレビがある世代というのは、どうしても情報を

自分がとりに行くというよりか浴びている世代になっていっておりますので、やっぱりこういったもので、そういった何か情報をとりに行くというよりかも、本当にラインとかメールとかで送っていただくと本当に楽になりますので、そういったのも一度お考えいただけるといいかなというふうに思っています。

公式ウェブサイトに関する最後の質問としてお聞きします。

利用者の誰もが目的の情報に快適にたどり着ける公式ウェブサイトだと自信を持って言えますか。

○政策推進課長 北條寿文君

非常に厳しい投げかけをしていただきましたが、先ほど申し上げたとおり、デジタルデバイスへの対応をすることによってそこをふたつ返事したいなと思いますので、基本的には、仕組みとして今取り組んでいる中では自信を持って皆様方に利便の高いツールであるというふうに申し上げたいと思います。

○3番 飯田雅広君

完璧というものはやっぱりないとは思いますが、やはり自信を持ってやっていただかないといけない部分でもあると思いますので、今後も、本当に住民の皆さんが使いやすいようなウェブサイトを目指していただきたいというふうに思っております。

本当にこのホームページ、ウェブサイトですけれども、それぞれページごとのアクセス解析をすることによって、町民の皆様の関心がどこにあるかということがわかるんじゃないかなというふうに思います。現状を把握してそこから必要な検討をすることによって、町のホームページ、ウェブサイトのアクセス数も伸びると思いますので、そういった対策もぜひとっていただきたいというふうに思っております。

次に、須成祭PR映像についてお聞きします。

私はとにかく、蟹江町という名前を全国、ひいては世界に発信したいというふうに思っています。そうすることによって、蟹江町に対してそれ相当の認知度が出て、若年層の移住や経済活動の発展につながる、こういう認識を持っております。人がふえれば当然地価も上がり固定資産税もふえ、住民税もふえますので財政的にも安定する、そういうふうに思っております。よってこのユネスコ登録がされたこのタイミングで須成祭をPRすることを、ぜひ力強く行っていただきたい。そして、何とか蟹江町の対外的な認知度を上げる、こんな思いでいるところであります。

そんなような中で、須成祭PR映像という動画コンテンツがあることは大変好材料だと考えています。それをうまく活用できていない現状をどうにか変えていきたいなというふうにも思っております。動画はアクセスをたくさん集められます。人は検索エンジンで情報や問題解決方法を検索します。

最近、コンテンツが重要だとよく言われています。コンテンツにこそ価値があるというこ

とで、わかりにくい文字情報よりもわかりやすく動画で説明したり解説するコンテンツがより求められています。最近では技術的に動画が普及しスピードも早くなりました。よってコンテンツにおける動画の重要度が高くなっております。アクセスを集めることができるコンテンツは動画であると断言できます。その理由は、インターネットのインフラを提供する大企業であるシスコの最近の調査によれば、インターネットの動画配信のトラフィックは50%を超えました。動画なしにインターネットの配信は考えられなくなっているのです。

ユーチューブにアップされている須成祭の視聴回数は、9月4日、この通告書提出時点で約1,000件でした。本日も、ユーチューブのほうを見ますと、本編678回、ダイジェスト版331回、英語版、本編が31回でダイジェスト版が19回という回数になっています。私何回か、10回ぐらいは見ているのでマイナス10していただいてもいいかなと思いますけれども。本当に何か少ないんですよね。せっかく作成したのですから、より多くの人に見てもらいたいと思っています。

ちなみに、一時期、テレビで話題になった宮崎県小林市の移住促進PRの動画は視聴回数が約230万回です。ここまで持ってくるのであれば費用をかけてつくった動画にも意味が出てくると思います。

ちなみに、少し問題になってた「涼 宮城」というやつも200万回を超えております。こういった動画、「涼 宮城」に関しては炎上商法とも言われてますけれども、再生された回数が本当に重要になってくるので、手法はどう、問題あるかもしれないんですけども、やはり再生される回数が大事だと思います。

そこでお聞きします。

まず、視聴回数が少ないと思いますけれどもどう思われますか。また、須成祭PR映像はどのような目的で誰をターゲットに作成されましたか教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

須成祭PRはどのような目的で作成されましたかというご質問でございますけれども、須成祭のPR動画につきましては、ユネスコ無形文化遺産登録を機会に、須成祭の歴史・伝統を町内外に発信または発信する機会をつくることで須成祭の知名度を向上及び本町への誘客促進に寄与することを目的としまして、撮影・編集し映像化したものでございます。3分と10分版を1枚におさめたものでございます。映像はドローンを使いまして広角的な撮影を取り入れまして、ハイビジョンテレビにも対応できる画質で、ナレーション、BGMも入れまして、葭刈、宵祭、朝祭、御葭流しをメインとしまして、外国人向けにも英語版を作成させていただいております。

再生回数につきましては、今、飯田議員がおっしゃられましたように、今月、ことし3月末に動画サイト・ユーチューブに公開させていただきまして、町のホームページにも掲載をさせていただきましたが、議員がおっしゃられましたように、約、日本語版で1,000回の視

聴でございます、英語版につきましては約50回の視聴となっております。今後につきましては、より多くの方にご視聴いただけるような周知方法を模索していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○3番 飯田雅広君

本当に蟹江町を内外に、須成祭とか町内外に発信する目的ということですので、じゃあ、そういう意味におきましては、資料のほうの1ページを見ていただきたいんですけども、右のほうのソースが載っている部分、右のほうの色が変わっている部分あると思うんですけども、その下、メタネーム、ディスクリプション、コンテンツってあると思うんですけど、ここ、ページの説明文を検索したときに出てくる部分になるんですけども、ここに説明文書くことになるんですけども、ここ、今、何も書いていない状態になっております。グーグルは、ページ内に書かれている文章の中から、ここに書いていないとグーグルのほうはこのページ内のどこから、適当なところから文章を確認して説明文として表示をします。この部分に入れる文章のボリュームは60文字から100文字が最適なんですけれども、現在ここに、ディスクリプションには何も記載されていません。何かここ、検索エンジンの順位を上げることを考えると、記述必要だと思うんですけども、何でここに記述がないのか。必要じゃないのかお答えいただけますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

須成祭のPRを見てもらう人と、現在の、今言われますメタキーワードとディスクリプションでございますけども、現在のメタキーワードにつきましては、議員がおっしゃられましたように蟹江町、須成祭、映像、VTRの4つのキーワードになっております。こちらにつきましてはホームページの作成時に入力したものでございます。より多くの方に検索をしていただき、いただく際にヒットするような文言、例えばユネスコ、ユネスコ無形文化遺産、須成など、今後は検討していきたいと思っております。

また、ディスクリプションにつきましては現在は設定をしておりません。ご指摘のありましたとおり、メタキーワードだけではなくディスクリプションにつきましても須成祭を検索していただく際の効果的なものであると考えますので、今後、精査をさせていただきたいと思っております。

メタキーワード、ディスクリプション、いずれの活用におきましても、検索したい方はもちろんでございますが、全く須成祭を知らない方が、偶然、須成祭に関するキーワードでヒットされた方々への周知、広報といった面で効果的でございます。また、こういったワードでというご提案があればご教示をいただければと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

すみません。通告書をつくったときはメタキーワードのことも質問にあったんですけど、

よくよく考えたらメタキーワードは2009年12月、9月のときのグーグルの公式発表で、検索エンジンのときは検索エンジンで検索するときに考慮しないということになっておりますので、検索に関してはメタキーワードは余りにしていただかなくて大丈夫だと思います。

それではタイトルのキーワードについてお聞きします。

資料の色が変わっている下のところ見てください。タイトル、須成祭PR映像、愛知県蟹江町公式ホームページタイトルということのタグになるんですけども、このタイトルの文字は検索結果にページが表示されるとき最大32文字で表示されます。それを考えてタイトルの長さを決めます。短く簡潔に上位表示を狙うキーワードをちゃんと含ませるようにします。

PR動画はつくるだけでは意味がありません。その後に、例えばSNSなどで拡散すればアクセス数は飛躍的にアップすると思います。確かに日本全国で無数の祭りがある中で、ウェブを通じて須成祭に実際に足を運んでもらえることは相当ハードルが高いです。しかし、ウェブを利用している検索者のニーズに合わせて情報を提供することで実際に足を運んでいただくことができます。そのプロセスはグーグルやヤフーなど検索エンジンを利用した集客対策です。一般的にSEO対策と呼ばれています。

須成祭のことを知っている方は「須成祭」と検索すればいいのですが、単純に「夏祭り」や「日本」とか、「愛知県、お祭り」、「山車祭り、愛知県」などを探している方が須成祭を知っているとは限りません。そこで、夏にお祭りを探している方、例えば、「祭り、夏」などのキーワードで検索することになります。ここにプラスして地域名を入れていただいても構わないんですけども、そのようなキーワードを入れたタイトルをぜひつくっていただきたいと思います。ただ、検索エンジンでは順位が大切なんですけれども、順位が1番でもクリックされなければ意味がありませんので、記事がクリックされるかどうかはタイトルで決まります。常に検索する人のニーズを満たす情報を提供し、クリックに結びつけることが大切です。民間市場では調べ上げられたキーワードを用い、強烈な見出しをつくる職人たちによる過酷な競争が繰り広げられています。地方自治体はこの分野では競争が少ないため、検索エンジンでもキーワードの選定がうまくできれば上位を獲得することができます。

ちなみに「川祭り、夏」というキーワード、裏面の右ページの下のところですね。「川祭り、夏」でちょっと調べてみましたところ、尾張津島天王祭が検索結果の1ページのトップに表示される状態になっています。最もこの「川祭り、夏」というキーワードが効果的なキーワードかどうか、ちょっと私時間がなくて調べてないのでわからないんですけども、このようにいろいろ活用すれば無料で人を集めることもできますので、ぜひ町としても挑戦していただければと思っております。それを踏まえて、現在のタイトルのキーワードはどのような意図がありますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

タイトルのキーワードにどのような意図がありますかというご質問でございますが、タイ

トルにつきましては「須成祭PR動画」といった表示で、少々インパクトに欠けるとは思います。今後はより視聴をしていただきたいと思ってもらえるような、インパクトが強いタイトルを検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○3番 飯田雅広君

タイトルタグが重要である最も大きな理由として、タイトルタグの中の文章次第でページの検索順位が変動し得ることです。ページの内容は全く変えていないのに、タイトルタグとディスクリプションタグを効果的なものに変更しただけで、順位が大きく上昇して検索上位を獲得できたという話を聞きます。

タイトルタグのつけ方のルールについては、1つ、ページの内容をうまくあらわしたタイトルをつけてください。このことは検索順位の上位を獲得することにも本質的に重要だと思います。2つ目、ヒットさせたいSEOキーワードをページタイトルに入れてください。3つ目、ページの内容と関係のないキーワードは徹底的にタイトルから排除してください。4つ目、クリック率を高めるためにタイトルタグに設定する文字は単にキーワードを羅列するのではなくて、意味が通る文書にしてください。今本当に文書になってないので、ぜひ文書にしていきたいと思います。まだまだ幾つかあるんですけども、重要なところはこんなところだと思いますので、ぜひとも実践してください。

最後に、「須成祭」というキーワードで検索してヒットするのももちろん大切ですが、須成祭そのものを知らない人に知ってもらえるようなウェブでの活動はされているのでしょうか。また、より多くの人に見てもらえるため具体的にどのような対策を今後とられていく予定でしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

須成祭を知らない人に知ってもらえるようなウェブ上での活動、または多くの人に見てもらえるための具体的な対策について、ご回答させていただきます。

須成祭を知らない方への周知でございますが、ウェブ上においては町ホームページ、町観光協会ホームページ、愛知県観光協会ホームページ及びYouTubeでの周知をしております。より多くの人に見ていただくために、町内ではことし2月に行われました須成祭無形文化遺産登録記念事業、また、昨年から行っております須成祭のマイスターの養成講座、歴史民俗資料館での特別パネル展のときなど、さまざまな場面で活用させていただいております。また、町外での周知におきましては、愛知県への動画の提供を初め、他市町へPRに行く際にはDVDを流していただきますようということで提供をしております。また、DVDの販売及び放映をして広く周知をしている状況でございます。

○3番 飯田雅広君

ホームページとかに告知する場合は、やはり検索されやすいキーワードを設定し、それがまた検索上位に行く、そういうような施策をぜひともとっていただきたいというふうに思っ

ております。自治体においてもウェブサイトのアクセス数をふやしてサイト内を活性化させることは、地域の発展や活性化など地域振興につなげることができると思っております。SEO対策は小規模からでも実施できるため、徹底することによって大きなアクセス数を獲得している自治体もありますので、蟹江町もそうなるようにしていただきたいと思っております。

町長に質問いたします。

人口減少時代において、例えば子育てなら蟹江町、のような〇〇なら蟹江町というキャッチフレーズや蟹江ブランドの確立、きのうもイチジクというようなお話もありましたけれども、こういった戦略が必要だと思っております。これについて想定しているターゲットや誰の心をどういった住民の心をキャッチしたいのか、あるいはそのターゲットに向けてどのような広報手段をとっているのか、ウェブの活用も含めて全体的な方針と現状、そして今後についてお伺いいたします。

もう一点。また、今後は戦略的にウェブを活用する必要があると思っております。ウェブ専門の技術職を雇用してはどうでしょうか。アウトソーシングでも悪いとは思いません、コンサルタントを入れていただくこともいいと思っております。ですが、職員としての人も入れてください。そうでなければコンサルタントが出してきたその金額や方向性が正しいかどうか、執行部が相談する人が役場内にいないと、本当にそれが正しいかどうか判断できないと思っております。お金を払っているコンサルタントのビジネスパートナーとは別に、執行部がぜひ本当に部下を持っていただきたい。じゃないと、出してくるものが正しいかどうか判断できないと思っております。ぜひウェブを専門とする職員を採用していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員から2問ご質問をいただきました。もともとは須成祭PR映像の視聴回数が少ない、これを何とかしたいという、私もそうでありますけれども、実際近年の情報化社会というのか、本当に電算化から情報化という大きな流れが、25年ぐらいになりますかね、なりました。その当時初めてウェブという言葉聞いたときに、一体全体何だろうという驚愕したのを今でも覚えております。

蟹江町も実際今のホームページの対応が全ていいというふうには考えてはございません。今るる担当者も申しあげましたとおり、予算化のこともございますし、情報といっても大変厳しい情報の中に入っておりますので、ある意味セキュリティも含めて考えていかなきゃいけない部分があるので、ご理解をいただきたいというふうには考えております。

いろいろな情報化社会に対応する施策も行ってまいりましたが、今後は今ご指摘をいただいたようにモバイル通信が、我々もそうでありますけれども、非常に盛んになってまいりました。とはいっても、まだまだパソコンもさわったこともない、経験したこともないという方もたくさんおみえになるのも事実でありますので、紙媒体での情報伝達も重要かというふうには考えております。ただ、今後、私の孫もそうでありますけれども、3歳児がパソコン

を平気になぶっている姿を見ておりますと、ああもうこれからはこういう時代だなというのは絶えず思っておるのは事実でありますので、蟹江町の今後の対応も含めてまたお力添えをいただければありがたいと思います。

2点目でありますけれども、ウェブ対応が盛んになってきて専門職を置くあれはないのかというそんな質問であります。実際蟹江町がかつて自町処理をするということで、システムエンジニア、いわゆるSEですけれども、をとということで考えた時代もございました。しかしながら、SEといっても、私の友達もシステムエンジニアをやっておりますけれども、いろんな分野があります。知識のスキルの高い低いもあります。単なる与えられたプログラムをつくるだけでしたらプログラマーでも十分用は足すわけでありまして、実際SEの資格を持っていなくても今の学生さん、そして、今の若い方は非常にモバイルのことに中身、先ほど言いましたコンテンツですね、中身に非常にこだわってやってみえる方もたくさんおみえでございますので、職員を採用するときにそういう知識を持った方も採用も必要かということを考えております。ただ、急激に情報化社会がこれだけ拡大してまいりますと、3年前とはもう全く違う状況が、今この辺には出ているわけですね。昔は10年ひと昔と行っていました。今本当に3年ひと昔、そんな時代がもうすでに来ているわけでありまして、システムエンジニアの採用も含めて今後検討していかなきゃいけない段階に入っていると思っております。ただ、何度も申し上げますが、システムエンジニアのスキルの状況というのはたくさんありますので、今蟹江町が何を求められているのか、ホームページで町民の皆さんに、確かに須成祭の周知徹底、これも我々のしたいことではありますが、蟹江町の行政の中身、それから、行政の状況、これをしっかり知っていただくための手段は惜しまないわけでありまして、考えていきたいというふうに今思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 飯田雅広君

今回私質問でよくわからない横文字とか片仮名語をいっぱい述べましたけれども、上辺だけです、こんなもの、はっきり言って。なので、私がきょう質問したことを、例えば専門の職員の方が、飯田議員上辺だけで何かよくわからんことばかり言っとるなというような、言えるような職員をぜひとも入れていただきたい、そのように思っております。

本当にこれからの時代、人はインターネットに接している時間がどんどん長くなります。それはテレビを見たり雑誌を読んだりする時間を減らすことになります。そして、何をするにもインターネットで情報を検索しながら行動に移るパターンがふえます。例えば、ある人は腰が痛いので評判のいいマッサージ屋さんをネットで探してから行きました。眼科を探したのもネットです。家のリフォームをしたいので業者を探したのもネットです。弁護士を探したのもネットです。本を買うのはアマゾンです。贈り物を買うのは楽天です。ある人の生活はこれが当たり前になりました。10年前とは全く違います。このように、今までインター

ネットと関係のなかった商売でもネット化されています。これはお客様自身が変わったからです。あらゆる場面でインターネットを使うお客様になりました。ぜひとも蟹江町も住民の皆さん、多分変わっていていると思いますので、皆さんもそれに合わせて変化していかなければいけないのかなというふうに思っております。

そして、今回の質問なんですけれども、やはりこのPR動画再生回数伸びてないので、今の状態だと本当につくただけの状態になっています。見てもらわなければ意味がありません。つくることがゴールではないんです。JRの駅もそうだと思います。つくったらおしまいじゃないと思います。きのうもさんざん出ていると思いますけれども、やはり開発していかなければいけない。そういう意味ではまだまだ先は長いと思います。新設の蟹江町観光交流センター2階の須成祭ミュージアム展示スペースにおけるVR体験、今っぽくて本当にいいと思います。でも、例えば導入部分はユーチューブで配信して自宅で見、続きが見たいと思って来てもらう、そういうような仕組みがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。このミュージアムのウェブサイトを制作業者に依頼するというふうに聞いておりますけれども、ぜひとも集客ができて収益を生むようなウェブサイトにしてください。デザインだけでも人が呼べないようなウェブサイトは全く意味がありません。ぜひともそのチェックだけしっかりしていただきたい。そのことをお願いして私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時44分)